

伊 監 第 3 6 号
令和 7 年 6 月 23 日
(2025 年)

様

伊丹市監査委員 佐藤 文裕

伊丹市監査委員 保田 憲司

財政援助団体等監査（フォローアップ）結果報告

地方自治法第199条第7項の規定により、前回の財政援助団体等監査の指摘事項等に対する措置状況について実施した監査の結果は、次のとおりでした。

同条第9項の規定に基づき提出いたします。

<監査の対象>

財政援助団体

公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団

伊丹ミュージアム運営共同事業体

監査結果報告

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（フォローアップ）（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

本市の監査結果において指摘を行う事項については、監査リスクの観点から分類し、初歩的な誤りで改めるべきものは口頭で指導を行い、改善を要するものについては文書による指摘を行い、その各々について改善措置の報告を受けています。

改善措置については、すぐに改善できるものと対応に時間を要するものがあるため、原則として監査実施2年以内の年度において、指摘事項等に対する措置状況を確認し、改善が認められない事項については改善への取組みを促し、監査の実効性を高めることを目的として計画的にフォローアップ監査を実施します。

本監査は、令和5(2023)年度に財政援助団体等監査を実施した公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団、伊丹ミュージアム運営共同事業体、所管部局である都市活力部まち資源室文化振興課及び教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課に対して、監査を実施しました。

第3 監査の着眼点

所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

① 所管部局の事務 について	<ul style="list-style-type: none">・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。・事業報告書の点検は適切になされているか。・指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。・協定書、仕様書等に基づき、適切に施設、備品が管理されているか。・協定書、仕様書等に基づき、適切に事業が実施されているか。・指定管理者制度の採用により、効率的な管理、運営を図られ、利用促進が働くものとなっているか。指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払
-------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> い、利用の奨励に努めているか。 ・指定管理者の施設利用に関する権限の行使は適正か。 ・利用料金制を採用せず、指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その使用料等を適正に払い込んでいるか。 ・指定管理者の指定の法的根拠は適正か。
② 公の施設の指定管理者の事務について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。 ・条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。 ・公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。 ・公の施設の管理に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。

なお、監査対象ごとに、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮し、監査を実施しました。

第4 監査の主な実施内容

本監査の実施に当たっては、前回監査の指摘事項等に対する措置状況の報告を受け、関係帳簿及び書類の提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて財政援助団体及び所管部局の関係職員より事情を聴取し、あるいは財政援助団体及び所管部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準に則り、公正妥当な監査方法により実施しました。

第5 監査の日程

令和7年(2025年)4月4日～令和7年(2025年)6月3日

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象とした指摘事項等に対する措置状況は、以下に示すとおりです。以下に示すもののほか、事務処理の一部において見受けられた軽微な誤り等については、口頭にて指導しました。

I 前回指摘事項の改善状況

<総括>

区 分	調査 件数	結 果			
		改善 済み	改善 見込み	改善に向け 取組中	未措置
いたみ文化・スポーツ 財団	1	1	0	0	0
伊丹ミュージアム運営 共同事業体	1	1	0	0	0

<フォローアップ監査調査表>

[団体：公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団]

[団体：伊丹ミュージアム運営共同事業体]

I 組織管理について

(1) 過重労働と労務管理について

前 回 指 摘
<p>公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団が指定管理を行っている7施設について、労働基準法に基づく時間外労働及び休日労働に関する協定（36 協定）を締結し、法定労働時間を超える労働時間の上限を、1 カ月 45 時間及び年間 360 時間等と定めています。また、全施設において、臨時的に上限を超えて時間外労働を行わなければならない特別な事情が予想されるため、特別条項付き協定を締結し、時間外労働の上限を 1 カ月 100 時間未満、年間 720 時間、2 カ月間から 6 カ月間の各期間の平均 80 時間及び 1 カ月 45 時間を超える月数が 6 カ月とする旨等が定められています。</p> <p>令和 4 年度及び令和 5 年 4 月から 8 月までの労働時間について調査したところ、伊丹ミュージアムにおいて、令和 4 年度の時間外労働時間が、1 カ月 100 時間以上の職員が 5 名（延べ 8 件）、そのうち 4 名の職員について、2 カ月間から 6 カ月間の各期間の平均が 80 時間を超えていました（延べ 29 件）。さらに 1 名の職員の時間外労働時間が、年間 720 時間を超えていました。</p> <p>これらは、伊丹ミュージアムの開設に引き続き、企画展の準備が主な事由ですが、開設準備や企画展準備は想定されたことで、事前対策により労働基準法に違反した過重労働は、回避できたはずで、労働災害を未然に防止するためにも、事務事業の合理化・効率化、平準化、事業の質の標準化、事務分担や協力体制の見直し等、必要な対策を講じて適正な勤務実態を維持するよう取り組んでください。</p> <p>また、昨年 9 月、本年 10 月の二度にわたり伊丹労働基準監督署から労働基準法違反等については是正勧告等を受けたことを受け止め、市とも十分に連携、協力して事務局総務部門や各事業所での労務管理、組織管理の充実・強化を図ってください。</p>
監 査 調 査 報 告
<p><改善済み></p> <p>令和 6 年度の時間外労働について調査したところ、1 カ月 100 時間以上の職員はいなかつ</p>

たことを確認しました。また、年間 720 時間、2 カ月間から 6 カ月間の各期間の平均 80 時間及び 1 カ月 45 時間を超える月数が 6 カ月を超える職員はいなかったことを確認しました。

II 指摘事項

該当なし